

### (3) 運転会社の通用口付近にある段差で通勤災害発生

#### 1) 労働災害の概要

平成 26 年 4 月 5 日（土曜日）17 時 10 分ごろ、被災者は帰宅するため西棟の西側にある運転会社の通用口を出たところでコンクリートとアスファルトの継ぎ目部分の段差（約 6cm）で左足を捻りました。

#### 2) 処置

被災者は軽度の捻挫と考え放置していましたが翌日も痛みが引かず、4 月 7 日（月曜日）に病院に行き診断を受けた結果、左足第 5 中足骨基部骨折が判明しました。（休業 3 日）

#### 3) 原因

コンクリート部分の地下はタンク構造となっており支持杭を打っているため沈下はありませんが、アスファルト部分は僅かずつ地盤沈下しており、段差が生じていました。本人は段差があることを理解していましたが、うっかりと踏み外しました。

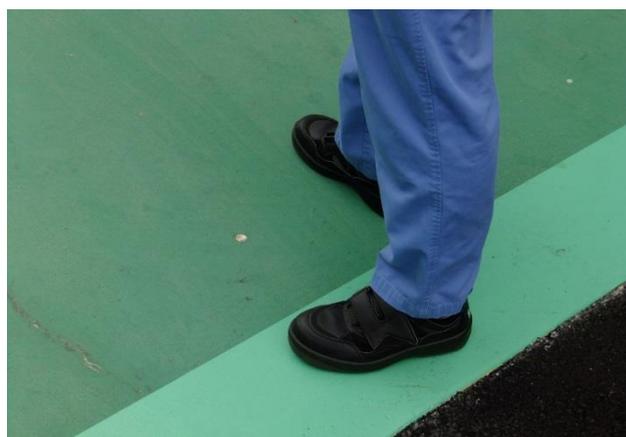
#### 4) 対策

アスファルト部分を補修して段差を解消するとともに、通勤時も危険要因が存在するので危険予知を働かせるように朝礼で周知しました。

改善前（段差で左足捻り）



改善後（段差修正済み）



## (4) 作業員控室にて椅子から落下して打撲

### 1) 労働災害の概要

平成 26 年 6 月 9 日（月曜日）18 時 50 分ごろ、被災者は当日の作業が終了し、作業員控室に行きました。その後、帰り支度（照明及びエアコン停止）を行いました。机の曲がり気が気になったので机を押して修正を行った際、隣のロッカーの上部に保管されていた段ボール箱がずれました。

隣にあったキャスター付きの椅子に乗って、段ボール箱のずれを直そうとして押したところ、椅子が動き出したことによりバランスを崩し、椅子から落下して被災したものです。

### 2) 処置

直ちに救急車で近くの病院に搬送し診察を受けた結果、腰部打撲と診断（入院 17 日間）されました。（休業 21 日）

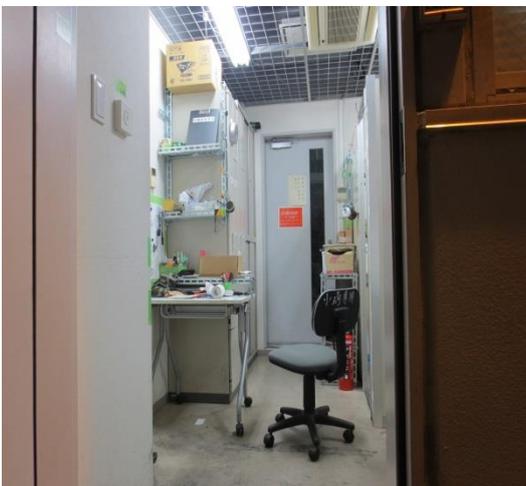
### 3) 原因

ロッカーの上に段ボール箱が保管されていたこととキャスター付きの椅子を踏み台代わりに使用したことにより被災したものです。

### 4) 対策

事業所として、キャスター付きの椅子に乗っての作業及びロッカーの上に物を置くことを禁止し、工具や用具の目的外使用を行わないよう朝礼で周知しました。

災害時の状況



対策後（椅子交換済み）

